

法 務 大 臣 殿
出入国在留管理庁 長 官 殿
大村入国管理センター所長 殿

2023 年 12 月 6 日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄(福岡市:アジアに生きる会・ふくおか)
コース・マルセル(福岡市:美野島司牧センター)
高柳香代(宮崎市:多文化 design コンパス)
中島眞一郎(熊本市:コムスタカー外国人と共に生きる会)

第 20 回大村入国管理センターと

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会

大村入国管理センターへの要望と回答(要旨)

当団体から事前に提出した要望書に対する意見交換会当日の大村入国管理センター(以下「大村入管」という)からの口頭による回答について、第 16—18 回目までは、代表録音を実施して、これを文字起こししていた。昨年第 19 回に続き、本年第 20 回も大村入管が代表録音を認めず、やむなく参加者の手元のメモから文字お越しをせざるを得なかった。これにより多くの回答文については、要旨としたことについてご理解をいただきたい。

1、家族が日本国内にいる被收容者は、家族から遠く離れて收容されることでかなりのストレスになっています。家族が居住する地域に近い施設で收容するようにしてください。

(昨年回答)

各地方出入国在留管理局支局から入国管理センターへの移収は、地方出入国管理局の長が入管法 52 条 3 項を念頭におきながら、被收容者の收容状況及び各收容施設の事情等を総合的に判断して決定している。

(本年回答)

各地方出入国在留管理局支局から入国管理センターへの移収は、被收容者の收容状況及び各收容施設の事情等を総合的に判断して適切に決定している。

2、医療体制について、①常勤医の安定的充足、②土日休日、夜間等医師不在時の救急対応の充実、③センター医師の専門外案件について、外部専門医による診療の早期実施(特に脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科)、以上3点を行ってください。

(昨年回答)

- ① 令和3年8月2日に退職して以来不在となっていた常勤医が、令和4年4月1日で採用となった。これを継続していきたい。
- ② 閉庁日や夜間の医師不在時は、常勤医に連絡のうえその助言を求め、救急常備薬の投与や外部医療機関を受診するが、急を要する場合は躊躇せず救急車の出動を要請することとしている。
- ③ 医師が専門医による診療が必要と判断した場合には、速やかに日程を調整のうえ外部医療機関を受診させている。

(本年回答)

(要旨)

- ① 常勤医は現在不在のため、早急に採用活動を始め、獲得に努めたい。
- ② 閉庁日や夜間の医師不在時は、医療従事者に連絡のうえ、助言を受けることとしており、救急常備薬の投与や外部医療機関を受診するが、急を要する場合は躊躇せず救急車の出動を要請することとしている。
- ③ 医師が外部専門医による診療が必要と判断した場合には、速やかに日程を調整のうえ外部医療機関を受診させている。

3. 医師の処方により投薬される際に、名古屋入管等と同様に薬の説明書に医師名を記載してください。

(昨年回答)

医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないことになっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2項に該当するとして、不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示不開示を判断することとなっている。

(本年回答)

(要旨) 医療法第14条の2により病院等の管理者は医師名を当該病院等に見やすいように掲示しなければならないことになっているが、医療法施行令第3条第2項により当局の収容施設は医療法第14条の2の規定が適用除外とされており、薬の説明書の当局医師名については個人に関する情報に該当するとして明示していない。また、開示請求がされた場合も、当局医師名については行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1項または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2項に該当するとして、不開示となっている。外部の病院で受診する場合は当該病院または医師に確認した上で、開示不開示を判断することとなっている。

4. 治療において被収容者が根治療法を希望する場合は、保存的療法にとどまらず、必要に応じ

て根治療法をとってください。

(昨年回答)

外部病院を受診した場合、保存的治療、根治治療に関わらず外部病院の医師が必要と判断した治療を行っている。

(本年回答)

(要旨)入管法令上根治治療をしない、との規定はない。被收容者処遇規則等には適切な医療の実施が定められており、医師による診察の結果根治治療をすることは当然あり得る。

5. 貴センターにおいて、官給食等の拒食を継続する被收容者に対して、心身に著しい障害が生ずるおそれがある前に積極的に仮放免許可をすること、およびその心身に著しい障害が生ずるおそれがある場合には、速やかに命を守る適切な医療措置を講じるように対処してください。

(本年回答)

(要旨)被收容者への医療対応については、2番で述べた通り。なお、当所としては、摂食の説得をしている。一般論として仮放免の許否に当たっては、様々な事情を踏まえて総合的に判断している。

(処遇担当者による補足)支援者の皆さんからも拒食が健康を害することを被收容者に伝えていただきたい。

6. 現在行われている臨床心理士によるカウンセリングの他に、長期被收容者のストレス解消や心の癒しになるような事業を実施してください。例えば、麻薬一掃の教育や日本語学習は、仮放免後や帰国後の生活にも寄与します。

(昨年回答)

カウンセリングについては、その目的と効果を十分に理解し継続、充実していく。長期被收容者のストレス解消等については、当センターの收容目的等に照らして相当な範囲での対応を行っている。入管法 61 条の七第一項に基づき、入国者收容所の保安上支障とならない範囲においてできる限りの自由を与えるように配慮している。

(本年回答)

(要旨)麻薬一掃の教育が何を指すか不明であるが、当センターは刑事收容施設ではなく、教育は設置目的と異なるので、要望に応じるのは困難である。当所としては、入管法 61 条の七第一項に基づき、入国者收容所の保安上支障とならない範囲においてできる限りの自由を与えるように配慮している。

7. 窓ひとつだけでいいですから、外が見えるようにしてください。

(昨年回答)

外部より居室を見えなくする等、警備保安上と被收容者のプライバシー保護の観点から設置している。

(本年回答)

(要旨) 警備保安上と被収容者のプライバシー保護の観点から困難である。要望は承っておく。

8, 東日本入管センターと同様に面会時の職員立会を止めてください。すべての一般面会に職員を立ち合わせることは、個人情報をもとに理由なく取得するもので、人権に対する不当な侵害にも当たります。

(昨年回答)

一般面会室は4室設置されているところだが、可能な限り4室を使用できるように努めているが、保安上の理由から対応できない場合があることを理解してほしい。一般の面会については被収容者処遇規則に基づき入国警備官を立ち合わせており、保安上の理由から立ち会いを省略する予定はないが、諸般の事情を考慮し所長が立ち会いの必要がないと認めた時には個別に立ち会いを省略することもある。

(本年回答)

(要旨) 一般の面会については被収容者処遇規則に基づき入国警備官を立ち合わせており、保安上の理由から立ち会いを省略する予定はない。

9, オンライン面会の本格的実施をしてください。領事官又は弁護士の利用だけでなく、遠方の家族の利用を認めてください。またオンライン面会に遠方の通訳者の参加を認めてください。

(昨年回答)

令和4年4月18日よりオンライン面会の試験運用を行っている。東京、大阪、東日本センターなど6カ所を繋ぐ。領事館員と被収容者の訴訟代理人又は弁護人たる弁護士に限っている。大村では、実施できる状態になっているが、実施例はまだない。事前の申請が必要。

(本年回答)

(要旨) オンライン面会の試験運用は、本庁主導で試行されているため、当所ではお答えできない。オンライン面会は9月29日で終了している。

10, 外部の医療機関に入院あるいは福祉施設に入所する被収容者との面会を、弁護士以外にも許可してください。

(昨年回答)

領事館員と被収容者の訴訟代理人又は弁護人たる弁護士に限っている。事前の申請が必要。それ以外は、保安上の必要性から認めていない。

(本年回答)

(要旨) 省令に基づき対応している。

11. ボランティアによる面会室での傾聴活動の案内を収容場内に掲示してください。

(昨年回答)

収容場内の掲示物は、当方の業務上必要と認めたものを掲示しており、個別の要望による特定の団体の掲示物を行う予定はない。

(本年回答)

収容場内の掲示物は、当方の業務上必要と認めたものを掲示しており、個別の要望による特定の団体の掲示物を行う予定はない。

12.運動場の利用時の被収容者のけがが散見されます。引き続き安全配慮をより充実してください。

(昨年回答)

運動を実施する被収容者に対しては、適宜、激しく接触することは控えるよう指導している。また事前に許可を受けた場合に限り運動靴の使用も認めているところ、令和3年5月からは、事故防止のため従来の結束バンドに替えてシリコン製の結ばない靴紐を貸与しているほか、戸外運動の壁面にはクッション材を貼り付ける等、万が一事故が発生した場合の被害の軽減をはかっている。

(本年回答)

運動を実施する被収容者に対しては、適宜、激しく接触することは控えるよう指導している。また事前に許可を受けた場合に限り運動靴の使用も認めているところ、令和3年5月からは、事故防止のため従来の結束バンドに替えてシリコン製の結ばない靴紐を貸与しているほか、戸外運動の壁面にはクッション材を貼り付ける等、万が一事故が発生した場合の被害の軽減を図っている。

13、難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的ケアの必要な人、6ヶ月以上の長期被収容者について、仮放免を許可してください。仮放免を申請していない人については、職権による仮放免を許可してください。各省庁と連携して、公的医療保険への加入できるような制度運用を検討してください。

(昨年回答)

当庁の収容施設は刑事収容施設とは異なり、被収容者が退去強制令書に従い出国することですぐさま収容が解かれるという性質の施設。基本的に長期収容は送還の促進によって解消すべきものと考えている。その上で健康上の問題で治療が必要な場合や難民申請などの事情を有するために速やかな送還の見込みが立たない場合には、人道上の観点から仮放免制度の弾力的な運用を図るなど収容の長期化をできるだけ回避するよう柔軟に対応している。特別放免は退去強制令書の効力を前提とする処分になる。従って、仮放免中または特別放免中であっても、在留活動が禁止されていることに変わりはないため、就労活動は認められていない。尚、公的医療保険制度に関しては、当庁の所管外の事項のため当局で答える立場にはない。

在留特別許可については、当センターの所管外である。

(本年回答)

(要旨)一般論として当庁の収容施設は刑事収容施設とは異なり、被収容者が退去強制令書に従い出国することですぐさま収容が解かれるという性質の施設。基本的に長期収容は送還の促進に

よって解消すべきものと考えている。その上で健康上の問題で治療が必要な場合や難民申請などの事情を有するために速やかな送還の見込みが立たない場合には、人道上の観点から仮放免制度の弾力的な運用を図るなど収容の長期化をできるだけ回避するよう柔軟に対応している。仮放免許可に際しては、個別の事案ごとに、様々な事情を考慮して判断している。尚、公的医療保険制度に関しては、当庁の管轄外の事項のため当局で答える立場にない。

14、仮放免許可に際して、最低限の生活ができるように就労禁止の条件を付さないでください。仮放免許可証に被仮放免者の母語による表記を加えてください。

(本年回答)

(要旨)一般論として法令違反をした外国人は、法令に基づく退去強制手続きで日本を退去することになっている。原則仮放免中の生計は、家族や支援者が支弁することを想定しており、在留資格のない仮放免者の本邦での就労はない。母語による表記をすることについては承っておく。

15、健康上の理由で仮放免許可され出所する際は、仮放免の目的を早く達すべく、住所地の医療機関での診療につながりやすくするために、貴センター医師による医療情報提供書(紹介状)を持たせてください。少なくとも被仮放免者が住所地で、被収容時の医療機関から診療記録や診断書を取得する方法の説明書を持たせてください。

(本年回答)

(要旨)健康上の問題を抱え、必要な被収容者については、当所の出所時に、医療情報を記載した図書を交付している。

(実際に今年も持たせているのか、との質問に答えて)数は記憶していないが、今年も持たせている。

16、帰国を強要する係官の言動は止めてください。また職員の発言によって人間性や民族性を否定されたと受け止める事案が発生することがないように引き続き、職員を対象に、人権の尊重、民族性の尊重そして被収容者の心情に配慮する処遇実施のための教育の徹底を図ってください。

(昨年回答)

入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は退去強制令書が発付されている者を速やかに送還しなければならないため、被退去強制令書発付者に対し帰国を説得するのは入国警備官の職務として当然の行為。毎年、上級庁主催の出入国在留管理庁職員人権研修に職員を参加させており、当該参加者を講師として全職員を対象にフィードバック研修を実施するほか、同研修の一部の講義を録画したオンライン研修を全職員に視聴させたりしている。

(本年回答)

入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は退去強制令書が発付されている者を速やかに送還しなければならないため、被退去強制者に対し帰国を説得するのは入国警備官の職務として当然の行為。毎年、上級庁主催の出入国在留管理庁職員人権研修に職員を参加させており、

当該参加者を講師として全職員を対象にフィードバック研修を実施するほか、同研修の一部の講義を録画したオンライン研修を全職員に視聴させたりしている。

17.本人の意思に反する強制送還及び家族を引き裂くことになる「同意による帰国」の強制はやめてください。帰国することでその政府等による迫害を受ける危険性のある難民申請者等の被収容者については、強制送還は絶対にしないよう強く求めます。

(昨年回答)

退去強制令書の発布を受けた者の同意不同意等の意思に関わらず、入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は速やかにその者を送還しなければならない。

(本年回答)

退去強制令書の発布を受けた者の同意不同意等の意思に関わらず、入管法第 52 条に定められているとおり、入国警備官は速やかにその者を送還しなければならない。

18.性的マイノリティの被収容者への処遇において、当事者の意思を尊重しながら人権侵害が起きないように配慮してください。

(昨年回答)

指摘のような被収容者を収容した場合には、本人の意思を確認し被収容者の人権に配慮した適切な処遇を行うこととしている。

(本年回答)

(要旨)指摘のような被収容者を収容した対応では、本人の性的指向、性自認、本人の意向を踏まえて配慮し、トラブル防止の観点から適切な処遇を行うこととしている。

19.被収容者が新型コロナウイルスに対するワクチンの接種を希望する場合は、引き続き接種してください。

(昨年回答)

新型コロナウイルスのワクチン接種を希望した被収容者に対し、接種を終了している。

(本年回答)

新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する被収容者に対し、適切に対応している。

20.コロナ感染対策上の措置に関して、被収容者の人権に配慮した対応をしてください。

(昨年回答)

新型コロナウイルス感染症対策として、入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づく各種対策を徹底している。収容施設内では、毎日被収容者にマスクを配布し、消毒用アルコールも準備している。また、例えば被収容者が新型コロナウイルス感染症を疑われる症状を発症した場合は、他の被収容者と接触しない居室に収容するが、その後共同室に復帰する際には、他の被収容者に適切な説明を行うなどして、無用な疑念や紛議が生じないように人権に配慮した対応を行

い、被収容者の感染対策には万全を期していくとともに、引き続き被収容者の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行っていく所存であります。

(本年回答)

(要旨)新型コロナウイルス感染症対策として、被収容者の人権に配慮しつつ、所内で流行しないよう予防措置に努めている。

21 在留資格を失った外国人を原則全員収容する「全件収容主義」を廃止し、司法審査抜きで送還まで無期限に収容をするあり方を改め、長期収容をなくしてください。

(昨年回答)ご意見として承っておく。

(本年回答)

(要旨)そもそも「全件収容主義」と呼ばれる無期限に収容している状況にはない。改正入管法では、長期収容を回避するため、監理措置制度で対応することになっている。

22. 貴センターを収容施設として廃止し、難民や補完的保護が必要な外国人の一時受け入れ施設や、その他の外国人が定住化していくための定住促進センターとして再編してください。

(昨年回答)ご意見として承っておく。

(本年回答)ご意見として承っておく。